

第6章 著作権に注意

真・報連相研修の進め方について
私が考えていること

- (1) 著作権についての 理解度自己チェック 15 問
および その回答・説明（基本を自己学習）
- (2) 図書の中からコピーして研修資料とする許諾を得た
プロセス（メール交信）を、参考例として紹介
- (3) 顧客企業の研修担当者から、著作権を問題視され困惑
15 年前の許諾書が見つかり、ようやく解決した
- (4) 会員の B さんが、メーリングリストへ投稿。
メール「添付」で紹介した記事が、日本経済新聞社
の著作権を侵害。対処の課程と解決結果を・・・
- (5) 著作権の留意点／ 追加補足的説明

著作権に注意しましょう。真・報連相研修の講師としてだけでなく、講師一般としても他者の著作権を侵害しないことは重要な心得です。

大切なことなので、一章を設けました。

まず、著作権についての知識を自己チェックして復習しましょう。著作権の基本を確実に自分のものにするため、次ページの「理解度自己チェック 15 問」にチャレンジしてみてください。YES、NO の選択式ですから、所要時間は 5 分ぐらいです。

(1) - 1 : 著作権についての 理解度自己チェック 15 問
--

次の問いに、正しいものはYES、間違はNOで、教えてください。(○で囲む)

- ① 著作権の核心は、「無断で、コピー（複製）されない権利」だ。
従って、著者の承認を得てコピーすれば問題ない。・・・・・・YES / NO

- ② 著作権法で保護されている「無断でコピー（複製）されない権利」には例外がある。
例外の1つは、「私的使用」である。「私的使用」の範囲は、自分と家族による使用であり、家庭内でのコピーは無断でもよい。・・・・・・YES / NO

- ③ 他者の著作物を引用して研修教材を作る場合には、その出典と著者名を明記しておけば問題はない。この記載がないと「パクリ」（盗用）になる。・・・・YES / NO

- ④ 教育用には無断でコピーしてもよいと聞いているので、真・報連相研修で教材用にある図書の1ページを30枚コピーして使った。・・・・・・YES / NO

- ⑤ 教材用にある雑誌の記事をコピーした。「不許複製」も、「©山田太郎」という記載もないので著者は複写を認めているはずだ。無断利用できる。・・・・YES / NO

- ⑥ 従業員30人の顧問先で、日経新聞の記事を無断で10枚コピーして勉強会に利用した。無料の社内勉強会だったし資料代もいただいていない。・・・・YES / NO

- ⑦ 教材になる情報（PDF）をネットでみつけたので、講師仲間のAさんへEメール添付で送信した。ネット上の資料は自由に利用できるはずだ。・・・・YES / NO

- ⑧ ある本から無断コピーした資料を、メーリングリストで流して仲間内で情報の共有化をした。外部の多数の人に流したわけではないので問題ない。・・・・YES / NO

- ⑨ 著作権は著作物の権利者を保護するものだ。著作物ではないので「講演」は対象外だ。録音やビデオ撮りで講演内容を固定すれば著作権が発生する。・・・・YES / NO

- ⑩ 図書Bの著者は30年前に亡くなられた。古い本なので複写利用してもよい。また、図書Aの著者は所在不明。やむを得ないので無断コピーした。・・・・YES / NO

- ⑪ 未来塾は同期生の勉強会であり、オープンではなくクローズの場なので、参考資料として朝日新聞の記事を無断で15枚コピーして配った。・・・・・・YES / NO

- ⑫ Aさんの教材をコピーして使った。その教材にはB氏が撮影した写真が載っているが、教材の著作権者Aさんの許諾を得ているので問題はない。・・・YES / NO
- ⑬ 著作権については、著作権法に定められていることに従えばよい。著作物の権利者と複製利用したい人が、利用について契約を結ぶ必要はない。・・・YES / NO
- ⑭ (社)日本報連相センターへ登録して、研修資料としての「真・報連相のコンテンツ」を利用する権利を得ている。だから、真・報連相を含む研修商品を、かねて知り合いの研修販売会社に売ってもらってもよい。 ・・・YES / NO
- ⑮ (社)日本報連相センターへ登録して、「真・報連相のコンテンツ」を利用する権利を得ている。この権利で、「真・報連相を含むDVD制作」、とか「真・報連相の核心を含む、真・報連相を多量に含む図書の出版」などもできる。・・・YES / NO

~~~~~[上記15問の回答(解説)は次ページに記載]~~~~~

真・報連相研修の講師が使う主な教材(配布物)は、次のABCの3つです。

- A: (社)日本報連相センターに登録しているので「真・報連相」のコンテンツから教材として複製(あるいは、アレンジして複製)
- B: 自作の創作教材 / [例] 実例から事例文を記述
- C: 他者の著作物を、著者の承認を得て複製利用(有料・無料)  
させてもらう。(条件を明らかにして承認を得る)

コピー機、インターネット、デジカメ、パソコン、Eメール、プリンター、・・・など便利な機器が急速に発展し、だれでも容易にコピー(複製)できるようになってきました。

一方、研修講師は、日常的に、研修教材を創作し、あるいは他者の著作物を教材として取り入れて仕事をしています。そのために、自分の権利を守り(B)、他者の権利を侵害しない(C)ために、著作権の基本的な学習が講師の「必修科目」になってきたのです。

[ 著作権の疑問は、下記へ相談しましょう ]:

研修に際しては、著作権に関心をもち、「おや」、「まずいかな…」と、感じる感覚が大切です。「問題を問題と感じない人は、その人の存在自体が職場の重要問題だ」という名言があります。・・・問題を感じたら、

- ① (社)日本報連相センター本部へ相談しましょう。 または、  
② 「公益社団法人 著作権情報センター」へ電話で相談しましょう。

相談は無料です。 電話：03-5348-6030 著作権相談室へ。

**(1) - 2 : 著作権の基本 / 15問の回答で基本を説明します**

- ① 研修講師にとって重要な著作権の核心は、「無断で、コピー（複製）されない権利」だ。従って、著者の承認を得てコピーすれば問題ない。・・・ ☒ YES / ☐ NO

〔説明〕 研修講師は、「著作者」の立場でもあり、また、「他人の著作物の利用者」の立場でもあります。他者の著作物をコピーする場合には、著者の承認が必要です。・・・これが基本のキです。ルールを守りましょう。

- ② 著作権法で保護されている「無断でコピー（複製）されない権利」には例外がある。例外の1つは、「私的使用」である。「私的使用」の範囲は、自分と家族による使用であり、家庭内でのコピーは無断でもよい。・・・ ☒ YES / ☐ NO

〔説明〕 「無断でコピーされない権利」には例外があります。主なものは、「私的使用」、「引用」、「学校の教師が授業で教材に使うためのコピー」です。個人的（業務以外の目的で）使用したり、家庭内などの限られた範囲で使用するために、使用する本人がコピーする場合には無断コピーが権利侵害にはなりません。営利・非営利を問わず、「仕事のため」のコピーは1枚でも「私的使用」ではありません。

- ③ 他者の著作物を引用して研修教材を作る場合には、その出典と著者名を明記しておけば問題はない。この記載がないと「パクリ」（盗用）になる。・・・ ~~YES~~ / ☒ NO

〔説明〕 「無断でコピーされない権利」の例外の1つに「引用」があります。引用は無断複製できますが、条件があります。出所（出典・著者名）の明示も条件の1つですが、それ以外にも、本文が主で引用部分が従であること、引用する必然性があること、カギ括弧などで引用部分を示す、など条件を満たす必要があります。

- ④ 教育用には無断でコピーしてもよいと聞いているので、真・報連相研修で教材用に、ある図書の1ページを30枚コピーして使った。・・・ ~~YES~~ / ☒ NO

〔説明〕 「無断で、コピーされない権利」の例外があります。その1つに、学校の教師が自分の授業で教材に利用する場合がありますが、「教育用・・・」の範囲は狭いのです。例えば、塾の先生は対象外、教師の研究会などで使うのも該当しません。研修講師には当てはまらない例外です。なお、有料・無料は関係ありません。

- ⑤ 教材用にある雑誌の記事をコピーした。「不許複製」も、「©山田太郎」という記載もないので著者は複写を認めているはずだ。無断利用できる。・・・ ~~YES~~ / ☒ NO

〔説明〕 著作物が創作されたら、即、著作権は発生します。特許や商標登録のように特許庁へ申請、登録すると権利が発生するものではありません。「不許複製・・・」と記載しても、していなくてもその著作物の著作権に変わりはありません。「©・・・」も同様です。「不許複製」は権利者が「禁止の意思を強く宣言」しているものです。©マークは、あっても無くてもよいものです。かつては、米国では必要でした。

- ⑥ 従業員30人の顧問先で、日経新聞の記事を無断で10枚コピーして勉強会に利用した。無料の社内勉強会だったし資料代もいただいていない。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 社内だけ、社員だけ、少ない枚数のコピー、無料だし……。だから、この場合は無断複製しても権利侵害にはならないのでは…、という設問です。

このような条件は無意味です。この場合は「業務用」のコピーです。また、枚数は関係ありません。日本経済新聞社へ申請し、承認を得ればよいのです。

- ⑦ 教材になる情報(PDF)をネットでみつけたので、講師仲間のAさんへEメール添付で送信した。ネット上の資料は自由に利用できるはずだ。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 コピー(複製)の方法は問わず、結果として同じものができればコピーしたことになります。Eメールで送信すると、相手のパソコン・サーバーの中にコピーができる。受信者ではなく送信者がコピーしたのです。無断でEメールとか、FAX送信すると著者の権利を侵害したことになります。

- ⑧ ある本から無断コピーした資料を、メーリングリストで流して仲間内で情報の共有化をした。外部の多数の人に流したわけではないので問題ない。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 メーリングリストは登録者だけの仲間内のものですが、ここへの投稿は⑦と同様です。無断で他者の著作物をEメールで流すと違法です。許諾を得ましょう。

- ⑨ 著作権は著作物の権利者を保護するものだ。著作物が対象だから「講演」は対象外だ。録音やビデオ撮りで講演内容を固定すれば著作権が発生する。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 著作物には、印刷物のようなものだけでなく、講演や座談会の発言なども含まれます。録音テープとかDVDに固定化されなくても著作権があります。なお、芸術、ネット、放送などの定めは、講師には関係がないのでここでは触れません。

- ⑩ 図書Bの著者は30年前に亡くなられた。古い本なので複写利用してもよい。また、図書Aの著者は所在不明。やむを得ないので無断コピーした。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 日本での、著作権の保護期間は、著者の死後50年間です。コピーの許諾を求めようとしても、著作権者の所在が不明ならば承認は得られません。その場合には、文化庁著作権課に救済的処置を尋ねて指導を仰ぐことになります。

- ⑪ 未来塾は同期生の勉強会であり、オープンではなくクローズの場なので、参考資料として朝日新聞の記事を無断で15枚コピーして配った。・・・YES / ☐ NO

〔説明〕 「無断でコピーされない権利」には例外がありますが、オープン場、クローズの場という区別は著作権にはありません。「私的使用」かどうかという区別はあります。「私的使用」なら無断でコピーできます。なお、②を参照して下さい。

- ⑫ Aさんの教材をコピーして使った。その教材にはB氏が撮影した写真が載っているが、教材の著作権者Aさんの許諾を得ているので問題はない。・・・YES / **NO**

〔説明〕 Aさんの著作物であっても、その中に部品としてB氏が撮影した写真とか、Cさんの文章の引用があれば、Aさんのコピー利用許諾だけでは違法です。Bさんの許諾、とCさんの許諾も必要です。

- ⑬ 著作権については、著作権法に定められていることに従えばよい。著作物の権利者と複製利用したい人が、利用について契約を結ぶ必要はない。・・・YES / **NO**

〔説明〕 著作権は「無断でコピーされない権利」です。許諾を得ればよいのです。許諾を求めて許諾を得る。これが「契約」です。契約には、「契約書」、「利用承認申請と承認書」、「口頭の約束」などの形式があります。(社)日本報連相センターへの登録も契約です。●研修講師としては、利用目的、媒体、複製部数、対価など諸条件を明記した文書で許諾を得て、将来の問題発生に備えるため許諾文書(契約書)を大切に保管しましょう。信頼関係で、契約は水くさい、…では常識を共有できない多様化した社会ではトラブルを防げません。約束を明確にする「契約書」が重要。

- ⑭ (社)日本報連相センターへ登録して、研修資料としての「真・報連相のコンテンツ」を利用する権利を得ている。だから、真・報連相を含む研修商品を、かねて知り合いの研修販売会社に売ってもらってもよい。・・・YES / **NO**

〔説明〕 (社)日本報連相センターへ登録した人は、「真・報連相のコンテンツ」の利用権を得ています。自分で「真・報連相研修、講演」商品を作り、販売、実施できます。しかし、その研修を研修販売会社に売ってもらうことはできません。販売会社は、別途、法人登録すれば「真・報連相含みの研修商品」を販売できます。

- ⑮ (社)日本報連相センターへ登録して、「真・報連相のコンテンツ」を利用する権利を得ている。この権利で、「真・報連相を含むDVD制作」、とか「真・報連相の核心を含む、真・報連相を多量に含む図書の出版」などもできる。・・・YES / **NO**

〔説明〕 この場合、登録者が得ている権利は、「研修・講演」用としてのコンテンツ利用権です。「DVD制作」とか、「真・報連相含みの図書の出版」などには、「真・報連相のコンテンツ」の著作権者糸藤正士と別途契約が必要です。実例数件あり。

~~~~~

〔著作権の情報入手先〕： (上記の回答／説明は下記の①②を参考にしました)

- ① インターネットで著作権の諸情報と、基本的資料(PDF)を入手できます。
(社)著作権情報センターの ホームページ <http://www.cric.or.jp>
同サイトから PDF で無料提供されているパンフレット『はじめての著作権講座』を入手しましょう。 → <http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html>

② 推薦・参考図書

『著作権の考え方』（岡本 薫著 岩波新書）／740 円

『誰でもわかる著作権』（岡本 薫著 （財）全日本社会教育連合会刊）／1900 円

③ 文化庁 著作権 ……でネット検索すれば、文化庁のホームページの「著作権」のページが開けます。→ <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>

ここに、「はじめて学ぶ著作権」、「著作権テキスト」、「Q & A」、「著作権契約」（契約書の作り方もあります）……など有益情報が沢山あります。

~~~~~

**（１）－３： 著作権の基本／補足説明**

Q & A（１５問）では説明仕切れない場面があります。著作権問題を別の角度から補足します。著作権の専門家岡本薫先生は、著作権を土地の所有権に例えられています。

A：他人の空き地に、長年空いているので、無断で家を建てる。

B：他人の空き地に、夜だけ、無断で駐車する。朝早く車で出勤する。

C：他人の空き地を、駅への近道だから、無断で横切る。朝夕の通勤時だけ。

Aは、明らかに他人の所有権侵害です。違法です。Bはリスクですね。文句を言われるまで駐車を続ける人もいるでしょうが違法ですね。

では、Cはいかがでしょうか。たいして気にせず横切っているのでは……。

ここから先、私の知識では、わかりやすい説明が難しいので、『誰でもわかる著作権』（岡本 薫著 （財）全日本社会教育連合会刊）のp.303から引用して、説明といたします。

【「インターネットを通じて入手したコンテンツをプリントアウト・コピーし、会社の会議で配付して議論の参考にする」などということは、多くの職場でおこなわれていると思いますが、そうしたことを「例外的に無断で行っていい」という例外は存在しませんので、権利者に訴えられえたら侵害とされるかもしれません。こうしたことは、「インターネットで情報を流している人は、それくらいのことは了解しているのではないか」という「想像」のもとに、リスクを冒して行われているわけです。

実はこの行為は、法律的には「空き地を横切ること」と非常によく似ています。多くの人々が「空き地を横切る」という経験を持っていると思われますが、法務省に電話して「合法ですか、違法ですか？」と聞けば、「違法です」という答えが返ってくるに違いありません。それでも空き地を横切る人が多いのは、「柵もないし、地主は黙認しているのではないか」と「想像」しているからであって、これは法的に見ると、非常に不安定な状況です。

この状況を安定化させ、安心して空き地を横切れるようにするためには、地主による「意思表示」が必要です。地主がカンバンを立てて、「どうぞ自由にお通りください」とか、逆に「立ち入り禁止」とか、あるいは「子供の遊び場、ゴルフの素振り禁止」

などという意思表示を（一方的ではあっても）しておけば、通過する人も「していいこと」と「してはいけないこと」の区別が付きやすいでしょう。】

【 著作権の法律ルールにおいては「権利者の了解を得て利用する」ということが原則であり、「明らかに除外・例外に該当する」という場合にだけ無断利用が許されるのです。要するに、「アブナイと思ったら、契約して了解を得る」「それでもするなら自己責任」という単純なことです。】 同書 p.125 から引用。

~~~~~

・・・というわけですから、「不許複製・・・」というカンバンが立っていれば、著作権者の「禁止する、強い意思表示」です。もちろん、研修講師は無断ではコピーできません。

また、「不許複製・・・」というカンバンが立っていなくても、無断コピーが許されるのは「私的使用」などのごく限られた例外だけです。他者のコンテンツを利用させてもらうに際しては、常に、許諾を得ることが研修講師の「基本行動」として、求められているのです。必要なのは、心構えではなく、許諾を求める「行動」です。

研修講師の場合には、コピー物を教材として、有形無形の対価を得て配付する「営利的利用」が多いので、権利者に許諾を得る行動が、特別重要なのです。

=====

【承認申請先】

- 日本経済新聞社 ↓「記事利用・プリントサービスのご案内」のページです。
<http://reprint.nikkei.co.jp/> （申込書も載っています）
- 朝日新聞社 ↓「記事や写真の転載・利用ご希望の方へ」のページです。
<http://www.asahi.com/shimbun/chizai/> （申込書も載っています）

~~~~~

## (2) 他者の図書から、転載の許諾を得て研修教材を入手

以下は、他者の著書から、転載の承認を得て教材にした一例です。

『もう資格だけでは食べていけない』（横須賀てるひさ著 すばる舎）を読んでいて、「情報によるマネジメント」を説明するための好事例をキャッチ。（社）日本報連相センターの会員が使用できるように、著者である横須賀氏の許諾を得て教材に追加しました。許諾を得るために糸藤が横須賀氏へ発信したメールを載せました。



## 士業の仕事は、枝葉より森を教えよう

〔研修用教材〕

登録会員は複製使用可

実務の仕事を指導するときに気をつけたいのが、教え方です。

私の資格の行政書士なら、申請書類は1カ所でも不備があると受理されません。そのため、細かい箇所の指導が不可欠です。そうすると、どうしてもスタッフの細かいミスをいちいち指摘して、注意することに意識の大部分が向いてしまうのですが、それよりも先に、業務の全体像を教えることがより重要なのです。

例えば、私の事務所では会社設立の手続きを主に扱っています。新しいスタッフにこの仕事を指導する場合、細かい定款の記載方法やその他の書類の記載方法を教える前に、まずはそもそもの「会社」の仕組みについて解説します。

「会社には株式会社や有限会社、合同会社などいくつもの種類があって、法務局に登録することによって法人として成立する。その前段階として、公証役場や法務局に行き、これこれの手続きをする必要がある……」といった感じです。

こうして先に全体像を教えておかないと、細かい部分を指導するときに、「今、何のためにこの書類をつくっているのか」がわからなくなります。この基本の部分がわかっていないと、応用も利きません。

例えば、定款の作成が完了したら、公証役場に認証を受けに行くわけですが、その全体像を教えていなかった場合、スタッフには定款の作成が終了した時点で仕事が終わるように見えてしまうのです。

会社設立手続きの内容を全体的に知っている人にとっては、定款作成の次のステップが「公証役場で認証を受けること」だというのは、当たり前すぎて、むしろ意識しないとそれを指導するのを忘れてしまいがちです。しかし、全体像が見えていない人にとっては、「公証役場に電話をして、予約をとる」というところまで気が回るわけがありません。ですから、こちらが教えない限りは、定款をつくったところで仕事が終わってしまうのです。

そして、それを見た所長が「定款の作成は終わったのか？」と聞くと、「はい、終わりました」と返事が返ってきます。次に「公証役場には連絡したの？」と聞くと、「まだ連絡していません」となります。

全体像がわかっているならば、「次は公証役場に連絡する、ということでしょうか？」と進んで聞いてくれることもありえるのですが、教えていないと「気が回らない人」に見えてしまうのです。

ここで「なんで公証役場に連絡しないんだ！」と叱っても、スタッフはなぜ叱られているのかがわかりません。それは全体像を教えられていないからで、スタッフに責任があるわけではなく、むしろそれを教えていない所長に責任があるのです。

まずは仕事の全体像を伝えてから、細かい手続きを教えていく。この順番を、間違えないようにしてください。

不許複製 ©横須賀てるひさ（株式会社パワーコンテンツジャパン代表取締役・行政書士）

出典『もう、資格だけでは食べていけない』（すばる舎刊）／（社）日本報連相センター研修資料（著者承認済み）

上の事例は、「情報によるマネジメント」を解説する際の〔説明用事例〕です。

使い方は、上記事例文を配付して読み上げてもらいます。

講師発言の例：「Aグループからどなたかお一人、前半を読んでください」、「後半は、Bグループの人をお願いします。では、早速ですがAグループから・・・」。

読み終わったら、簡潔なレクチャーをする（多言は無用）。または「情報によるマネジメント」の簡潔な説明をしてから配る。

「情報によるマネジメント」の説明事例は、『ハンドブック』、『真・報連相読本』にも沢山載せていますが、これは最近追加した資料です。

~~~~~

次は、著者から、コピー利用の許諾を得るために糸藤が横須賀氏へ発信したメールです。このメールの返信で許諾の回答を得ました。フッターの著作権表示も著者了解済みです。

~~~~~

#### ① 2013/04/23 糸藤正士 → 横須賀てるひさ氏宛てのメール

(株) パワーコンテンツジャパン

代表取締役 横須賀てるひさ 様

初めて メールを差し上げます。ご多忙の先生に突然のお願いをして恐縮です。

日本報連相センターの 糸藤正士（いとふじ まさし）と申します。

#### ●【ご検討お願いします】

『もう、資格だけでは食べていけない』の213～215 ページの記事（添付）を、研修資料としてコピー使用が 許されるものかどうか、お尋ねいたします。

〔使用目的〕は、

許諾いただければ、日本報連相センターの会員（講師、コンサルタント）約500名が、真・報連相研修の講師をする際に、

「情報によるマネジメント」（下記に〔注〕）を説明する研修ツールとして「A4 一枚のシート」にして配付して使うためです。

（著作権の表記と出典の明記は、ご指示に従います）

可否をご検討くだされば幸いです。

以上です。 よろしく願いいたします。

糸藤正士

（注： ここでは、「情報によるマネジメント」の説明は省略。 説明はハンドブック p 43 を参照）

## ② 2013/04/24 糸藤正士 → 横須賀てるひさ氏宛てのメール

(株)パワーコンテンツジャパン 代表取締役 横須賀てるひさ 様

お世話になります。日本報連相センターの糸藤です。

先日は、貴図書からの資料作成につき、ご快諾ありがとうございます。

A4で一枚の資料にしました。添付です（注）。

フッターに 貴著作権および出典を明記しましたので、ご確認ください。

修正を要すれば、ご指示ください。

日本報連相センター会員である研修講師が、コピーして活用させていただきます。

以上です。 よろしく願いいたします。 糸藤正士

（注：添付したのは、この章のp 9に掲載した事例文〔研修用教材シート〕です）

~~~~~

（３）著作権問題発生／１５年前の許諾書を保管していたので無事解決

NHCの会員がある一部上場企業から、真・報連相研修の大型受注をしました。その研修の事前打ち合わせ段階でのことです。その企業の研修担当者J氏が、ハンドブックの64ページに掲載している、日経新聞の「私の履歴書」（元三越社長坂倉芳明氏著／13回目）を問題視されました。

「当社の研修用としてハンドブックを増刷されるに際して、改めて著者と日経新聞社の掲載承認が必要だ」と、強く主張されたのです。

最初に転載した際に、著者坂倉氏と日経新聞社の両者から承認を得ている（10年以上前のこと）ので、その後の毎増刷時には改めて掲載承認を得ることは不要ですと、いくら説明しても納得されません。

しかし、改めて現時点で承認を得ることは不可能です。著者の坂倉氏について、三越百貨店の秘書室に問い合わせても、存命かどうかも含めて連絡先など一切の個人情報を出していません。大変、困惑しました。

そこで、10数年前（平成11年）に得た承認文書を、自宅の乱雑な事務室内で必死に探しました。数日かかって、やっと見つけました。ホッと安心し、即、その資料を研修担当者J氏へ送りました。（写しは下記です。ご参照ください）。

J氏は、その資料を自社の法務室へ回してチェックを受けられました。法務室の回答は「問題ない」という即答でした。ようやく一件落着きました。

- 教訓： ①著作権の使用許諾は、口頭ではなく文書で得ておくこと。
- ②得た許諾書類は、すぐに取り出せる状態で、長期間、大切に保管すること。
- ③研修担当者にも、著作権を重要視される社員がおられることを再認識。

「ハンドブック」 p.64 ページに記載している坂倉氏の「私の履歴書」13 回目の概要は次の通りです：

坂倉氏が三越の業務課長時代に、クレジットカードによる販売を富士銀行と相談して、日本で初めての信用販売を創設した体験談です。三越のメインバンクである三井銀行ではなく、富士銀行との提携だったことも当時話題になった由。・・・

三井銀行は、クレジット販売に「関心」を示さなかったので、関心をもった富士銀行と相談して実現した仕事でした。

この記事は、「真・報連相のレベル表」の「相談の 5 度」にある項目「皆で相談して、問題解決に取り組んでいる」（互恵の相談）の説明事例です。
また、“「関心」は、磁石のように人を呼び寄せる。”・・・事例です。

~~~~~

- 以下は、研修担当者 J 氏へ宛てに、平成 23 年 1 月末に糸藤が発信した連絡文書です。

#### ハンドブック掲載記事の著作権について

問題提起をしていただいていた件です。

下記は、『真・報連相のハンドブック』 P.64 坂倉芳明氏著「私の履歴書」を日本経済新聞社から 転載承認を受けた際の承認書関係 3 通の写しです。  
(3 通の原本は、ハンドブック著者糸藤正士が保管しています。)

なお、私が、今年（平成 23 年）1 月 28 日に、日経新聞社の知的財産管理部へ電話で、「増刷の際に、その都度再申請が必要かどうか」を問い合わせしました。

回答は、「再申請は不要。他の図書とか、文庫本にするような際には改めて申請してください」ということでした。  
増刷時に何もしなくても、問題が無いことが確認できたと理解しています。

- 1： 著作権者 坂倉芳明氏の承認書／三越総務部からの承認通知書  
(平成 11 年 4 月 6 日)

平成11年 4月 6日

株式会社クリエイティブ21

代表取締役 糸 藤 正 士 様

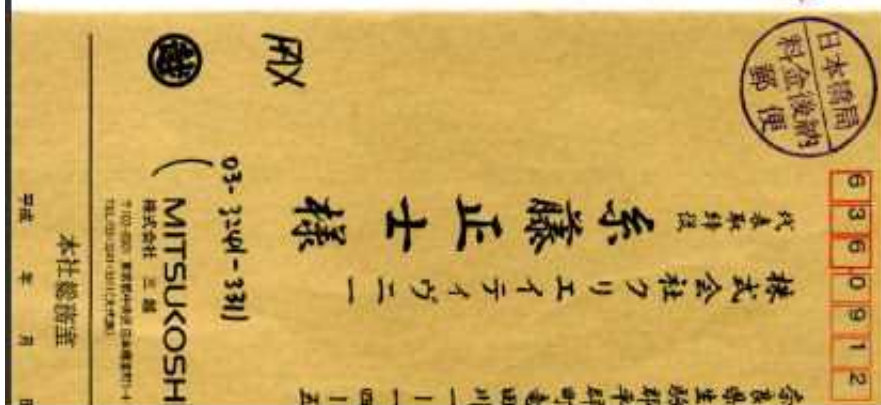
拝復 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般お問い合わせのございました、新聞記事「私の履歴書・坂倉芳明」(平成 9年11月13日付・日本経済新聞)の、貴社「真報連相のハンドブック」への引用(転載)に関し、坂倉より承認の意志表示がございましたのでご連絡申し上げます。

敬 具

株式会社 三 越

本社総務室 田 中 康 博



- 2： 糸藤正士から日経新聞への転載承認申請書／FAXで申請  
(平成 11 年 4 月 10 日)

日本経済新聞社  
知的財産管理部  
部長 三石 賢太郎 様

平成 11 年 4 月 10 日

**新聞記事使用願い**

下記の通り、記事使用の申請をします。

参照資料 (A) 別添 (ハコブック原稿) 記

執筆がある  
坂倉氏の承認書 (B)  
を添付します。

1. 使用記事 平成 9 年 11 月 13 日 「私の履歴書 坂倉 芳明」 (読本一冊) (B) 具体的企業倒産事例と...

2. 使用目的 真報連相のバリエーションの相対的 5 度 (サイン) と読者に伝達するため。

3. 媒体名 『真報連相。ハンドブック』 (企業教育用教材) (発行、当社)

4. 使用方法 企業内研修教材として、ハンドブックを受講生に配布。 (B) (A)

5. 発行部数 年間 約 2,000 部 1,500 部

6. 発行予定日 平成 11 年 5 月中旬

7. 主な配布先 当社の真報連相研修を受講する各社の社員の方々。

会社名・団体名 (株) クリエイティブ 21 (日本報連相センター)

部署・申請者名 代表取締役 糸 藤 正 士

所在地 〒636-0912 奈良県生駒郡平群町竜田川 1-14-5

(注：この「新聞記事使用願い」の用紙は、日経新聞社へ電話依頼すると FAX で送られてきます。上記は、大変汚い使用願いですが、汚い理由は以前に別件を申請した際に使った用紙を再利用したからです。古い記載事項の一部を修正液で消して、その上にこの度の使用願いを書いて、2 度使用しました。)

3： 日本経済新聞社 法務室長からの転載承認書（平成 11 年 4 月 13 日）

この件の、記事使用料は無料でした。

|                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1999年 4月13日                                                                             |  |
| (株)フレイティウェイ 御中                                                                          |  |
| 本社記事の二次利用願い（転載等）について                                                                    |  |
| 1999年 4月10日付け 貴社（会）の標記願いについて、下記の通り<br>ご返事いたします。                                         |  |
| 〈申請内容〉 日本経済新聞 <del>日経産業新聞</del> <del>日経流通新聞</del> <del>日経金融新聞</del>                     |  |
| 97年11月13日付「私の履歴書 功倉孝明カード導入で失敬」を<br>「真報連相のハンドブック」に使用の件。                                  |  |
| 記                                                                                       |  |
| 1. 次の条件付きで、ご希望の記事使用を承諾します。                                                              |  |
| （1） 使用記事の「新聞名、発行年月日」を転用部分に明記して下さい。                                                      |  |
| （2） みだりに記事の原文を変更しないで下さい。                                                                |  |
| （3） 記事を転用した印刷物等が出来次第、法務室著作権担当宛てに<br>1部送付して下さい。                                          |  |
| （4） 会員など特定の者以外には配布しないで下さい。                                                              |  |
| （5） その他                                                                                 |  |
| 記事使用料として 円（消費税別）を請求します。                                                                 |  |
| 2. 記事使用を承諾いたします。                                                                        |  |
| 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-1-5<br>日本経済新聞社<br>法務室長 新井 隆雄                                      |  |
| 担当窓口は 法務室 知的財産権管理担当部長 三石 賢太郎<br>同 著作権担当 植田 和雄<br>同 同 久保田 靖<br>Tel. (03) 5255-2145, 2280 |  |

（注： 使用料無料の理由は、この記事は自社の記者が書いたものではない  
からだと推測しています）

~~~~~


(4) Bさん(会員)の、著作権体験学習

(情報の共有化ありがとうございます)

次に掲載しましたメール交信は、Bさんの著作権体験学習です。この貴重な体験を私たちに共有化していただいたBさんに敬服いたします。

これは、Bさんが社労士部会のメーリングリストへ投稿されたメールです。失敗を学習チャンスととらえて、自己学習された経緯が参考になります。著作権の学習の素材として、この本へ転載することも承認していただきました。(糸藤)

(注： 社労士部会とは、社労士の有志による真・報連相勉強会です)

~~~~~

① 2012/09/25 発信 To 社労士部会専用メーリングリストへ ← Bさん

件名： 「連絡です。 Bから」

社労士部会の皆様へ

こんな記事が本日、日経新聞に掲載されていたので、

皆様と共有をはかりたく、添付いたしました。

← 善意からですが、新聞の切抜きを添付して多数の人に配付が問題です。(糸藤)

まさに「真・報連相」が求められています！

営業ツールにお使いいただければと思います。

← さらに、ここが問題です(糸藤)

実はこの記事は、私がお世話になっている〇〇労働基準協会のA専務理事より、「Bさん、報連相の記事が載っているよ」とわざわざ切り抜いて頂きました。

実は11月に、安全衛生からの切り口で「真・報連相研修」を実施する予定で、そんなこともあり、研修開始前の私の所へ、わざわざ私に持ってきていただきました。(私なんかより、共有化のすばらしい専務理事です。)

すぐさま、この記事の内容は、

今日実施していた「職長・安全衛生責任者教育」の朝の切り口に使うことにしました。実は、「職長に期待されるものは“先取りの安全衛生管理”と“情報管理＝報連相”であると、教科書に書かれてあるのです。

職場リーダーに求められる管理と「仕事の基本→失敗の原因」はピッタリと合致するのです。当然、受講者の皆様は、私が読み上げるこの記事内容に真剣に聞き入っておられました。

というわけで、今日はこの素晴らしいエピソードと共に皆様に連絡し、共有化を図ることとしました。 B社会保険労務士事務所 Bから



【注】 Bさんのメールに添付されていた日経新聞（2012/09/25）の切り抜きの概要は、  
「キャリアの危機3人に一人経験」という大見出しのもとに、対処としては、「すぐ報告、再発防止探る」という小見出しでの調査報告の記事です。

日経新聞社が「gooリサーチ」と共同で実施したアンケート調査の結果を詳しく報じたものです。

~~~~~

② 2012/09/26 糸藤 → Bさんへ 返信（メーリングリストへ投稿）

件名： 「連絡です：B／ありがとうございます。お知らせです。糸藤から」

B様 と 社労士部会の皆様へ

お世話になります。糸藤です。

Bさんから研修時の教材として有効な新聞記事について

社労士メーリングリストへ投稿をいただき、ご紹介がありました。

Bさん、ご自身の研修予定情報と新聞記事の情報提供ありがとうございます。

~~~~~

「こんな記事が本日、日経新聞に掲載されていたので、  
皆様と共有をはかりたく、添付いたしました。

まさに「真・報連相」が求められています！

営業ツールにお使いいただければと思います。」（i）

~~~~~

注：糸藤の立場は、
社労士部会の講師です。

上記を学習教材として利用し、

著作権の注意点について、会員として理解を深めましょう。（糸藤）

私たちは 研修講師、講演講師として活動する際に、著作権のことは常に
念頭において他者の知的財産権を侵害しないように注意する必要があります。

=====

「営業ツールにお使いいただければと思います」（B）

には、誤解をまねく危険性を感じましたので、私の考えをお知らせいたします。

①・・・上記のお薦めに従って、この新聞記事をコピーし、配布して
研修や講演に使うことは、できません。

著作権者の権利を侵害することになるからです。

コピーし配布して使いたい場合には、日経新聞に使用承認を申請して、
承認を得て（有料）使いましょう。

前ページのメールの続きです。（長文のメールをメーリングリストへ投稿しました）

- ② 講演とか、研修会場で、記事の「原文をそのまま読み上げる」ことも、厳格に言えば著作権の侵害になります。すくなくとも灰色ゾーンであり問題になる^{おそれ}があります。
- ・・・原文をそっくり読み上げずに、読者として「先日、日経新聞で読んだ内容ですが、・・・・・・ということでした」。
- 「・・・・・・という記事を 日経新聞で読みました」。
- というように、読者として読んだ内容を自分の言葉で報告（知らせる）する、方法なら問題はないのです。
- ③ なお、図書の一部分の文章とか、詩とか、歌の歌詞とかの原文読み上げも問題あり、です。図書の一部分を研修教材にしたい場合には、その図書を受講者人数分購入して使うのが正しい方法です。
- （NHCの会員の中にも、この方法をとられた例があります）
- または、その図書の著者の承認を得てから、その部分を複写配布して使えばよいのです。著者と新聞社・出版社の両者の承認が必要な場合もあります。

~~~~~

長々と書きましたが、参考にしていただければ幸いです。糸藤から。

### ③ 2012/09/26 Bさん → 糸藤

件名： 「申し訳ない！ Bから」

社労士塾の皆様 誠に申し訳ありません！

糸藤さんの書込みで「ハッ！」と気づいた次第で…

社労士塾や塾生の皆様だけでなく、日経新聞に大変な迷惑をかけてしまうことをしてしまいました。

常々、報連相も悪事で使っては何の意味もないと、安全衛生の講師として、研修の中でいっている自分が、法令順守から逸脱をしてしまいました。

昨日、掲載した「連絡」については、添付した日経新聞も含めて、皆様のところで削除しておいてください。

どうぞよろしくお願いいたします！

Bから

## ④ 2012/09/26 Bさんから第2信 → メーリングリストへ投稿

件名： 「著作権の侵害の中間報告 Bから」

社労士塾の皆様

著作権侵害の情報共有の件、誠に申し訳ありません。

先程、日経新聞に連絡し、事後となりますが記事配布の許諾申請をFAXにて行いました。

電話口に出た方には、「報連相を勉強している仲間に、私のミスで配布してしまった」ことを伝えています。

PDF にしてしまったことも伝えて、「削除をしてもらうよう連絡をしています」とのことで、

「本来はダメなんですよ」とお叱りを受けながら、事後であっても申請をしてくださいとの指示で、申請を行いました。

その後、連絡が来るはずです。もし、許諾を頂けるようでしたら…紙ベースで、必要な方に郵送させていただきます。

その時は、再度、連絡させていただきます。

## ⑤ 2012/10/01 Bさん → 社労士部会の皆さん

件名： 「著作物取り扱い失策の顛末 Bから」(報告)

社労士塾の皆さん

日本経済新聞の著作権に係る、取扱い失策のその後の報告をさせていただきます。  
日本経済新聞社 法務室 知的財産権管理センター 著作権担当のO氏から、  
28日に、著作権に係る費用に関しての連絡が留守番電話に入っていました。  
26日にFAXにて申請を行いましたから、早く対応していただいていると感じています。

あいにく28日は1日研修のため不在で、今日1日にこちらから連絡を取り、申請に関する内容の確認をさせていただきました。

内容は…

「著作権が発生しますので、費用請求をさせて頂くこととなります。」

とのこと。「いくらかりますか?」(なんにせよ言われる金額を払おうと腹はくくっていました)

「750円+消費税です。」とのことで、あまりの安さにビックリ!

〔前ページからの Bさんのメールの続きです〕

「それでいいんですか？」と聞き返すも、  
使用目的等を電話で説明していたせいか、それで良いとのことでした。  
あとは請求書を送って頂けるそうなので、到着次第支払う予定です。

糸藤さんからのご教示により、自分の失策に気が付き、  
正攻法（当然ですが）で、相手方に謝罪と相談をさせて頂いたことが、  
新たな知識を得ることとなりました。（著作権の事や、記事使用の申請方法等）。

糸藤さんには感謝しますとともに、  
社労士塾の皆様には大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。  
誠に恥ずかしい事例でしたが、個人的には大変勉強になりました。  
そんなことで…

もしこの記事に興味のある方がおられましたら、40枚に関しては  
配布許可を得ていますので、ご一報いただきましたら、こちらから  
郵送させていただきます。 もちろん送料はいただきません。  
（それ以上のご迷惑と、勉強をさせていただきましたので…）  
遠慮なくご連絡ください。 では！

（これで、この件の報告は終了させていただきます：  
お騒がせいたしました！） Bから

（糸藤注：安いののは40枚で、枚数が少ないからと推測されます）

~~~~~

（５） 著作権の留意点／ 追加補足的説明

① 研修講師の、著作権についての認識は、様々です。

- ・ 注意深く他者の知的財産権を侵さないように行動している人＝「許諾」を得て複製。
- ・ 著作権の重要性を 全く認識されていない人。
- ・ 「研修は、盗んだ教材のできる仕事ではない」と、自己を律しておられる人。
- ・ この程度だから・・・、と甘い線引きで自己判断されている人。
- ・ 漠然と、「大事なことだが、今の自分には関係ない」と、思っている人。
- ・ そして、他者の著作権を無意識（無知）で侵害している人。
- ・ 顧客や、他の講師・コンサルタントから 「パクリでは？」
と、疑惑の眼を向けられていながら、ご本人はそれを知らない人。・・・

~~~~~

- 私自身、最近でこそ著作権について注意を払っているつもりですが、過去の私は、今にして思えば恥ずかしい姿でした。

先輩講師からも勝手に「いただいたり」していました。（先輩講師ご自身が著作権上問題のある教材を無断使用されていたのかもしれないのです）。

時代は変わり知的財産権の尊重は（当然ですが）常識になり、研修業界でも著作権を厳しく（というより正常に）捉えるのが普通になってきました。

お互いに、他者から後ろ指をさされたり、迷惑をかけて最悪、遡って損害賠償請求を受けたり、自分の名誉、評判を傷つけたりしないように注意しましょう。

~~~~~

一般社団法人日本報連相センターのホームページに掲載している「著作権の基本ルール」を一読してください。

<http://www.nhc.jp.net/join/copyright.html>

http://www.nhc.jp.net/member/img/c2_cr2.pdf



- ② 『クリエイティブOD』（5巻セット）という、注意すべき存在があります。
(株)プレスタイム <http://presstime.co.jp/> が発刊している、人間関係トレーニングの実習（エクササイズ）プログラム集です。

アイスブレイキングや、研修の実習教材として、有益・有効なものが沢山載っています。講師業の諸先輩が活用されていました。皆様もご存じの実習ゲームがいくつも含まれています。以前は、「教育研修に用いる場合のみ、コピーによる使用可」と教材資料各ページのフッターに明記されていました。私も「クリエイティブOD」を購入していましたので、コピーして実習ゲームをいくつも活用しました。

しかし、現在は同社の方針と仕組みが変わり、(株)プレスタイムの使用許諾を得ないと使えません。同社へ申し込み承認を得れば、有料で使用できます。

先輩講師の実習ゲームを受けたり、見たりして、「これ、いただき・・・」と、自分の研修で使用すると、先輩講師ともども自分も著作権を侵害することになる虞があります。この点が要注意です。（詳しくは、同社のホームページをご覧ください）

- ③ 動画の時代になってきました。研修教材は、ペーパーだけでなく、パワーポイントも有効な手段ですが、ユーチューブで動画の教材を製作し活用される講師も増えてきました。大変有効な手段です。

この動画制作の際に、NHKが放映したものを録画して部分的に転用（自作へ取り入れ）される講師がおられます。これは、問題です。要注意です。

NHK制作の映像の著作権は基本的にはNHKにあるわけですが、出演者、作曲家、

演奏家、などの権利とか、被写体となっている人の肖像権とかもあり、合法的に正当にNHKが放映したものを営利的使用することは、容易なことではありません。NHKの放映画像は自分の動画には使えないと理解しておくのが無難です。

(NHKのホームページも参照してください。

http://www3.nhk.or.jp/toppage/nhk_info/copyright.html)

- ④ (社) 日本報連相センターへ、「真・報連相」の研修資料の利用「登録」された人に対しては、資料の複写利用や、アレンジしての利用を許諾しています。

登録者は、真・報連相の資料を素材として自由に自己の研修資料として利用することができます。また、(真・報連相入りの) 研修商品を自分で販売することができます。しかし、繰り返しますが、

●その研修商品を、登録していない研修販売会社に売ってもらうことはできません。登録者は、この点にご注意ください。真・報連相を含む研修商品の販売を希望される販売会社は、(社) 日本報連相センターへ(法人)「登録」が、必要です。

- ⑤ 研修教材として各社から、いろいろなDVDが販売されていますが、これは企業内の教育担当者が社内講師によって、自社内で社員教育に使われる目的の商品です。一般の研修講師が、(有料・無料を問わず公開研修・企業内研修の中で) 営利的上映をすることは、たいていの研修用DVD商品は、禁じています。要注意です。

PHP研究所が制作・販売中(監修糸藤正士)のDVD商品『ケーススタディで学ぶ 報連相の基本』が幸い好評です。

●(社) 日本報連相センターの登録会員は、**営利的上映承認書**を本部から発行してもらってください。承認書を所持している会員は、特別に研修での上映許可を得ています。研修や講演の中でご活用ください。(社) 日本報連相センターの登録会員だけの特典です。

(なお、この上映使用の承認書発行は、PHP研究所の了解を得ています。)

まとめ

【基本ルール】: 著作権とは、「無断でコピー(複写)されない権利」です。
「無断で」コピーすることが違法行為です。
著作権者の**許諾**を求める「行動」が大切です。

第6章 終わり